

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた 市有公共施設利用制限期間の再延長について

新型コロナウイルスの急激な感染拡大に対応するため市有公共施設の利用制限期間を2月20日(日)まで延長しておりますが、「まん延防止等重点措置」の延長が見込まれるため、利用制限期間を再延長いたします。なお、各施設区分ごとの制限については、以下のとおりです。

【利用休止を延長する施設：学校施設(屋内施設)、老人福祉施設、子育て総合支援センター】

○休止期間：令和4年1月31日(月)から当面の間

【県内在住者のみ利用可：図書館・歴史資料館、文化会館】

○その他の利用制限

- ・午後9時以降の利用停止
- ・施設内での5名以上の会食禁止

○制限期間：令和4年2月21日(月)～当面の間

【市内在住者のみ利用可：学校施設(屋外施設)、公民館など上記以外の施設】※道の駅、公園を除く

○その他の利用制限

- ・午後9時以降の利用停止
- ・施設内での5名以上の会食禁止

○制限期間：令和4年2月21日(月)～当面の間

施設ごとの詳細は、別紙のとおりです。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市総務部資産活用課 TEL 0954-27-7090

武雄市公共施設 新型コロナウイルス対応

令和4年2月18日

施設	対応	制限の期間	備考	
道の駅 山内	利用可能	—	(観光、商業施設)	
図書館・こども図書館・歴史資料館	県内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間		
文化会館	県内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間	午後9時以降の利用停止	
観光公園	利用可能	—	(屋外施設)	
公園 (白岩運動公園、競輪場公園含む)	利用可能	—	(屋外施設)	
スポーツ施設	屋内	市内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間	午後9時以降の利用停止
	屋外	市内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間	午後9時以降の利用停止
山内改善センター	市内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間	午後9時以降の利用停止	
各町公民館	市内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間	午後9時以降の利用停止	
市営住宅	集会所	市内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間	午後9時以降の利用停止
	公園	利用可能	—	(屋外施設)
山内・北方保健センター	市内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間		
老人福祉施設	利用休止	1月31日(月)から当面の間	休止期間延長 (2/20⇒当面の間)	
子育て支援センター	利用休止	1月31日(月)から当面の間	休止期間延長 (2/20⇒当面の間)	
学校	体育館	利用休止	1月27日(金)から当面の間	休止期間延長 (2/20⇒当面の間)
	運動場	市内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間	午後9時以降の利用停止
キャンプ場	市内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間		
市本庁舎 市民共有スペース	市内在住者のみ 利用可能	2月21日(月)から当面の間		

※全施設共通:5名以上の会食禁止